

認知症カフェ運営補助金交付事業 Q&A

補助を受ける要件・対象となる団体等について

Q 1. 「相談に対して、適切な支援を行う」とされているが、どこまで対応する必要があるのか。有資格者でなければ、相談の対応を受けてはならないのか。

A 相談に対して、全体的確に回答出来る必要はありません。その場で回答が出来なくても、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを紹介し、今後の支援につなげることが出来れば結構です。

また、医師・保健師・看護師・精神保健福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士などの資格があれば望ましいですが、資格が無かったとしても、キャラバン・メイトや介護経験のある認知症サポーターなど、認知症について知見があり、相談に対応出来るのであれば可能です。なお、有資格者ではない方が、相談に対応する場合は、第2号様式「認知症カフェ運営実施計画書」の運営スタッフ「その他欄」に、概要等を記載してください。

Q 2. 補助を受ける要件（6）の市民ボランティアはどのように募ればよいのか。認知症サポーターについて、地域包括ケア推進課に問い合わせをすれば紹介してくれるのか。

A 船橋市では、「認知症の人にやさしい船橋」を目指し市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講し、オレンジリングを所持している認知症サポーターなどを対象にメール配信サービスを行う「ふなばしオレンジネット」を平成 29 年 2 月より開始いたしました。「ふなばしオレンジネット」では、認知症に関するイベント情報やボランティア募集等の情報を提供しています。各団体等がボランティアを募集する場合は、「ふなばしオレンジネット情報提供依頼書」を地域包括ケア推進課に提出することで、ふなばしオレンジネット登録者へ地域包括ケア推進課より情報提供させていただきます。

それ以外にも、各団体等がカフェ運営の中で講演会（認知症サポーター養成講座）などを通じて、ボランティアの確保に努めてください。

Q 3. 市外に設置した場合に補助を受けることは可能か。

A 境界地等で交通機関の拠点が市外の場合もあるかと思いますが、補助を受けるためには市内に設置する必要があります。市外に設置した場合は補助の対象外です。

Q 4. 市内にある複数の施設を順番で使用していく事は認められるか。

A 開催場所については、利用者の利便性や地域への定着などを考慮し、固定して開催することが望ましいと考えますが、複数の施設を順番に利用することでも可とします。ただし、申請団体が定数を超えた場合は、審査の段階で優先順位が下がる場合があります。

Q5.「認知症の人及び家族からの相談に対応できる人員」は運営スタッフに含まれるのか。

A 含まれます。なお、相談員への謝礼金は補助の対象経費にはなりません。

Q6. 補助を受ける要件(2)の「10人以上の参加者が共に集えるスペース」とありますが、実際の参加者が10人未満だったとしても、補助金はもらえるのか。

A カフェを開設した結果、参加者が10人未満であった場合でも補助金は交付します。ただし、利用者の拡大に努めることが必要となりますので、数ヶ月開催して実績が10人に満たない場合は、速やかに地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）と連携し、利用者の拡大を図ってください。

Q7. 公民館や公共施設等安価な施設の利用は抽選があり、開催にあたり、日にちや曜日を固定するのが難しいが、その場合でも補助金交付の対象となるか。

A 申請時に相談員・開設日・開設場所等が不確定で、年間計画が立てられないものは、補助金交付の対象になりません。

Q8. 講演会等は、毎回行わなければいけないか。

A 補助金対象年度については、年1回は必ず開催して下さい。開催時間は、概ね60分以上とします。

- (参考)・介護者による介護体験の講話
・医師による認知症を理解するための講話
・認知症サポーター養成講座 など

Q9. 認知症に関する市の施策やサービスなどの情報を提供するとあるが、どのような情報を提供すれば良いのか。認知症カフェに設置する資料として、定められているものがあるのか。市から資料の提供を受けられるのか。

A 市で発行をしている冊子類（福祉ガイドなど）を団体等へ提供します。それ以外に設置する資料は、各団体等で取り寄せて設置してください。

Q10. カフェの運営は市民団体等で行うが、開催場所は介護事業所などで実施する場合、申請区分はどちらになるのか。

A 市民団体が運営するのであれば、補助の申請は市民団体の区分になります。

Q11. 事業所と市民団体と共同で実施する場合、どちらで申請してもよいのか。

A 共同で実施の場合は、事業所の区分と判断します。

Q12. 認知症の予防や認知症について正しく理解することを目的に、高齢者を対象とするカフェやサロンは対象となるのか。

A 認知症カフェは、認知症の人とその家族等が気軽に安心して利用できる場である必要があります。認知症の予防や認知症について正しく理解することを認知症カフェの目的に加えることも可能ですが、予防教室や理解するための講座などへの参加を必須条件とするのは認められません。通常のカフェの運営に加え、イベントとして開催するのであれば可能です。

Q13. 市より委託された介護業務を行っている法人が行う場合の条件はあるのか。

A 申請時に必要な通常の要件に加え、委託を受けている業務の仕様条件等に抵触しないことが必要です。申請に際しては、委託契約書等の内容を確認するとともに、必要に応じて所管課へご相談ください。

Q14. 施設では、インフルエンザ、熱中症など季節的に高齢者への配慮が必要な時期に開催をひかえ、他の季節に月1回以上で条件を整えてもよいのか。

A 月1回以上定期的を開催することが必要となります。月1回定期的に開催できない実施計画は不可となります。ただし、当初予定をしていたが感染病や熱中症予防で開催が出来なくなった等の事態も考えられますので、開催が難しくなった場合は地域包括ケア推進課に相談のうえ、日程の変更は可能です。

対象経費について

Q15. 交付の対象期間が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっているが、申込期日前に既に開催した認知症カフェも補助の対象となるのか。

A 令和7年4月1日以降に開催した認知症カフェについては、要件を満たしていれば補助の対象となります。計画書に開催内容を記載していただき、年度末の実績報告の際に領収書等を添付してください。

Q16. 補助対象経費（5）の市長が適当でないと認める経費とは、どこが判断するのか。

A 申請にかかる事務は地域包括ケア推進課で行います。
適当でない経費の例としては、
①PRのためのチラシ作成で、インク・用紙代は対象経費になりますが、パソコン・プリンター等の購入費
②団体の構成員が講演会等を行った場合の講師報償費
③認知症サポーター養成講座の講師（キャラバン・メイト）への講師報償費などは認められません。

Q17. 茶菓代の価格設定等は、特になのか。

A 茶菓代の価格設定等は特にありません。団体等には次年度以降も継続的に開催していただきたいと考えておりますので、気軽に安心して入れる常識的な範囲内で価格設定をお願いします。なお、茶菓代は補助対象経費には含まれません。

Q18. 例えば、認知症の本人を家族が連れて来て、カフェに本人のみをしばらく置いて行くといった形のサポートを望まれた場合、その際に何かあった時の責任の問題など、運営側としてはどのように考える（準備しておく）べきか。

A 本補助事業によるカフェの運営は、本人を預けて買い物に行くなどは想定していません。なお、本補助事業の申込みの際し、保険加入は必須項目ではありませんが、カフェの運営のみに対する保険と判断できる場合は、保険加入にかかる経費も補助金の対象となることから傷害保険の加入を推奨します。

Q 1 9. 商品購入等にかかる振込手数料は補助対象経費になるか。

A 振込手数料は補助対象経費になりません。また、代引手数料も補助対象経費とはなりません。

Q 2 0. 補助金を受けてカフェを立ち上げたものの、次年度以降で継続できなくなった場合には、市への終了報告義務等があるのか。

A 市として年度ごとに認知症カフェPR事業の受付を行い、継続的に認知症カフェ開催の周知を行います。カフェの継続ができなくなった場合は、速やかに市まで報告してください。なお、作成した帳簿等は補助事業の終了後も団体等で2年間保存するようにしてください。

Q 2 1. 利用人数の実績などを記録する場合、来所者が「認知症のご本人やその家族」であることを、何かをもって確認しなければならないのか。また、「〇人以上は認知症のご本人が利用していること」などを求められるのか。

A 本補助事業では、参加者内訳を「(第10号様式) 実施状況を明らかにする資料」に記載し、提出していただきます。入室時に参加者から任意で丸印をつけていただくなどの方法で確認していただければ結構です。また、「〇人以上は認知症のご本人が利用していること」などは求めません。ただし、気軽に集い安心して利用できる場でありますので、不審者対策は十分に講じてください。

Q 2 2. 市のHPから、市のパンフレット等を印刷して配布、閲覧した場合、その印刷費も補助対象となるのか。

A 認知症カフェでの配布物であれば対象となりえます。

Q 2 3. 補助金交付が決定したのちの実績報告には必ず領収書をつけなければならないのか。又、領収書はコピーでも可能か。

A 実績報告の際、領収書の原本の添付が必須になります。
なお、原本が感熱紙など保存状態により劣化が想定されるものは、写しをとり原本と併せて提出してください。
また、社会福祉法人等で領収書の原本を法人で保管しなければならない場合は、別途ご相談してください。

Q24. 補助対象外経費と領収書が混在した場合、内訳書か明細書のコピーでよいか。

A 区分が明確に分かるものであれば、内容が分かる書類を添付してください。

Q25. すでに実施しているサロン事業などを母体として、部分的（曜日を分けるなど）に認知症カフェを開催する場合は、補助の対象となるのか。

A すでに行っているサロンとは別に補助を受ける場合、認知症カフェにかかる経費についてサロン事業で補助を受けていない経費であれば、補助の対象となります。ただし、既存のサロン事業と認知症カフェ事業の経費を明確に区分出来なければ補助は受けることができません。

Q26. カフェの運営にかかるボランティアの報償費は対象外経費としているが、そのボランティアが講演会をした場合の報償費は交付対象となるのか。

A 講演会の報償費については、外部講師への依頼をする場合の報償費と考えております。したがって、カフェの運営に携わるスタッフの講演による報償費は対象外経費となります。

申請関係

Q27. 申請書はどこで入手できますか。

A 申請書は、地域包括ケア推進課にあります。また、船橋市のホームページからもダウンロードすることも可能となっております。
申請先や申請に関する相談は、地域包括ケア推進課となります。

Q28. 「決定額の2分の1を限度に概算払い」とあるが、残りはいつ交付されるのか（実績報告書提出まで交付されないのか）。

A 年度末に実績報告を受けた後、交付額が確定され、その交付額を団体等が請求し、残りの補助金が交付されます。請求書受理後、実際に入金されるまでは1か月ほどかかります。

Q29. 同一法人が複数個所でそれぞれ別のカフェを開催する場合、申請はどのようにするのか。

A 認知症カフェの開催場所ごとに申請をしてください。
なお、同一の計画であったとしても申請団体が定数を超えた場合は、審査の段階で優先順位が変わる場合もあります。

その他

<中止の際の交付金返還について>

Q30. 要綱第12条の取り消しについて補助金の概算払いを受けた後に何らかの理由（職員の確保等）でカフェの運営を継続できない場合は、全て補助金を返還しなければならないのか。

A 継続できない理由やそれまでの実績により判断します。当初予定をしていた相談員が急病で来られなくなった等の事態も考えられますので、カフェ運営の継続が難しくなった場合は速やかに、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員もしくは地域包括ケア推進課までご相談ください。

<衛生管理について>

Q31. その他（2）について食品等扱う関係で、食品衛生管理者の資格等は、必要なのか？

A 設備、運営形態によって異なるため、詳細については、必ず保健所にご相談ください。
保健所衛生指導課 食品指導係 電話 047-409-2594
<ホームページ>
http://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/iji_yakuji_eisei/002/p004754.html

<カフェのネーミングについて>

Q32. カフェのネーミングに条件はあるのか。

A 特段条件はありませんが、気軽に集い安心して利用できる場ですので、認知症カフェにそぐわない過度な表現のものは、ご遠慮ください。
団体名等が入るネーミングも不可ではございませんが、名称によっては相談をさせていただく場合もあります。

Q33. 利用者が認知症カフェであることがわかりやすいネーミングはあるのか。

A 厚生労働省が、認知症への取り組みとしてオレンジプランを策定しており、また認知症サポーターには受講の証としてオレンジリングを配布しています。認知症という名称を掲げず「〇〇オレンジカフェ」という名称で実施しているところも多いので、参考にしてください。

<運営方法について>

Q34. 参加費を徴収せずに、無料で行うことは可能か。

A 認知症カフェを運営する団体等には次年度も継続的に開催をしていただきたいと考えています。無料で行うことも可能ですし、継続開催のために茶菓などの実費負担分として参加費を徴収することも可能です。ただし、参加費を徴収する場合でも、気軽に安心して入れる常識的な範囲内で参加費を設定してください。

Q35. 運営費で補助対象にならない経費について、スポンサーを募って補うことは認められるのか。また、スポンサーがついた場合、カフェで試供品、試食品を配る、アンケートに協力してもらうなどは可能か。

A 可能です。ただし、気軽に安心して利用できる場の確保が目的ですので、明らかに営利目的と認められる場合などは不可となります。常識的な範囲内での運用をお願いします。

Q36. カフェに、市の施策に関するパンフレットを掲示するが、実施主体の事業所、団体やスポンサー企業のパンフレット、製品も展示するのは可能か。また、実施主体の市民団体、NPOなどの活動への参加を呼び掛けるパンフレットを設置することは可能か。

A 可能です。ただし、気軽に安心して入店又利用できるよう常識的な範囲内での設置をお願いします。

Q37. 認知症カフェ運営補助金交付事業の他に補助事業はあるか。

A 市では、この補助事業とは別に下記の補助事業もございます。

●「地域福祉活動助成金」

船橋市民を広く対象とした地域福祉活動に対して助成をする事業

詳しくは、地域福祉課へ 電話 047-436-2313

●「市民公益活動公募型支援事業」

市民活動団体から提案のあった事業について、その内容を審査し、公益性や社会貢献の効果があつた事業に対して、市が支援金を交付する事業

詳しくは、市民協働課へ 電話 047-436-3201

＜認知症地域支援推進員について＞

Q38. 認知症地域支援推進員は、どこまでコーディネートをするのか。

A 各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員は、基本は開催の中心に入るのではなく、あくまでもアドバイザー・コーディネート役です。認知症カフェに関する相談対応を行う他、運営方法、周知の方法に関するアドバイスや、地域の関係者への顔つなぎ等を行います。